京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年　紀元二千五百七十年

本紙定價　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月十三錢

月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）

廣告料金　▲五號活字十七字詰一行金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人　高木久馬太

印刷人　松久神一郎

發行所　京城西署西小門通（電話六六三）京城新報社

寄書

特別裁判籍に就て

明治大學出身　增本好三郎

民事訴訟法第十條は規定して曰く人の普通裁判籍は其住所に依りて定まると本條は人の普通裁判籍を定めたる原則的規定にして要は人の普通訴へらるへき裁判所は其住所地を管轄する裁判所たることを明定したるものなり

普通裁判籍の例外として專屬裁判籍及特別裁判籍の二種あり專屬裁判籍は本論と何等關係なきを以て之を省畧し余は單に特別裁判籍に就き左に卑見を吐露し大方識者の叱正を請はんとす

民事訴訟法第十八條に契約の云々履行に關する訴は其訴訟に係る義務を履行すへき地の裁判所に之すことを得とあり本條は余輩の前段に所謂特別裁判籍を規定せるものにして裁判管轄は人の住所に依りて定まるを原則とすと雖も其除外例として契約の履行に關する訴は其義務を履行すへき地の裁判所にも亦之を起すことを得る旨を規定し普通裁判籍てふ原則的規定に對する例外的裁判管轄を規定せられたり

然り民事訴訟法第十八條は余輩の所謂特別裁判籍を定めたるものとせんか契約の履行を請求する民事訴訟は原則的裁判籍即被告の住所地の管轄裁判所の管轄裁判所に提起するを得るは論なきも起訴者たる原告の任意の選擇に依り被告の住所地と異なる該係爭の契約履行地を管轄する裁判所にも亦之を起すことを得と論斷せざるを得す

然り而して前法條に所謂契約履行地なるものは單に當事者の合意に依り定めたる契約履行地のみを指稱せるものにあらずして契約又は法律の規定に依る契約履行地を包括總稱せることは法文に於て何等區別の存せざるに依り一點の疑を容れず然るに頃者在京城の知人某群山在住の相手方某を被告取り京城の某裁判所に貸金請求の訴訟を提起したり其理由とする所は本案當事者間に於て義務履行地に付き何等特約なきを以て民法第四百八十四條の其他以下の規定に準據し被告は本案係爭の物件を債權者たる原告の現時の住所に於て辨濟せざるを得ず換言すれば原告の現時の住所地は民事訴訟法第十八條に所謂契約履行地なるが故に該法條の規定に基き原告は其住所地の管轄裁判所に本訴を提起したる旨を供述したり

然るに圖らん哉該訴訟は起訴裁判所に於て管轄權なきものとし原告の訴を却下せられたり而かも被告は口頭辨論期日に出頭せず原告のみ出頭し如上の主張を爲したるに拘はらず該判決を見るは余輩の最も怪訝に堪へざる所なり

惟ふに右の裁判所は人の普通裁判籍は其住所に依りて定まるてふ一般的規定を固守し之れが除外例たる特別裁判籍の規定及不特定物（即金錢米穀の如き代替物）に關する辨濟地の特約なき場合に於ける契約義務履行地を定めたる民法の立法的精神を無視せるにはあらざるか余輩茲に於て乎斯る單純の問題に關し不幸裁判所と見解を異にするを遺憾とするの餘本論を草すること爾り

因に記す裁判管轄に關する民事訴訟法の規定中第三十一條第一號及第二號の絕體的規定を除く外本論の如き特別裁判籍は公益的規定にあらざるを以て假りに原告が出訴の裁判所に於て管轄權なしとするも這は被告の抗爭を俟て初めて管轄權の有無を審查判定すべきものにして（民事訴訟法第三十條同第二百六條第二項第二號第二項參照）被告に於て該管轄裁判所に關し何等抗爭を爲さゞるに於ては固より漫に訴の却下を爲すべきものにあらず

然るに右の裁判所は余輩の斷定と背馳し而かも被告は口頭辨論期日に出頭せず隨て管轄裁判所に付き何等抗爭を爲さゞるにも拘はらず漫然訴を却下せられたるは余輩其意の存する所を了解するに苦む江湖の士幸に[illegible]數の勞を吝む勿れ

雜報

滿洲露人の農業

▲農業の適否　從來東淸鐵道の租界に於て租借地外に於て露國人も餘り大仕掛けの農業又は牧畜業等を試みざりきこれ從來滿洲に居住せる露國人は重に商人軍人官吏社會なりしが故なり滿洲は露國風の牧畜に最も適し居るも牧畜業が將來望み無き所以は露國風の牧畜業を經營せんとすれば莫大なる地面を要するも滿洲に於ては之を得る見込みなきを以てなり然るに各種農作物は牧畜業と全く其關係を異にして滿洲は農作物に最も適したる氣候を有し其土地の地味も最も良く農業に適せり且つ農業には牧畜業の如くに左まで莫大なる地面を要せざるなり

▲露國人の試作の結果　滿洲農產物の利益の莫大なるは其業に關係を有せざる者までも注意するに至れり近年露國人は漸く滿洲に於て大仕掛けの耕作を試みるに至りたるが此の大農式の耕作を初めて試みたるは昨年のことにて北滿洲に砂糖製造所を設立すると共に甘薯の栽培は年々秩序的に耕作せらる可し其外昨年末より麥大豆その他雜穀の耕作を爲したるが現今の處單に試作に過ぎざるを以て地面も左まで廣からざるも試作の結果良好ならんには大に借地の範圍を擴張す可く目下の所先づ露人の農事は將來甚だ有望なり

▲滿洲農事の將來　滿洲に於ける露國人の農業が甚だ不活潑なるは大に遺憾とする所なるも露國人の此の試作は諸人に善例を示して大に之に倣ふ者を續出す可く滿洲に於ける地味の肥沃なると又未開地甚だ多く借地も容易に求め得るに在り

▲農業發展の結果　若し今後滿洲に於て日露の兩國が各その租借地方面に於て農業を起し麥大豆其他の雜穀類を耕作して農產物を收穫せば驟て穀類の輸出ご滿洲內地の市價に著しき影響を及ぼす可し之が爲に穀物の市價を引下げ且つ淸國の地方官憲の臨機の處理にて市價を左右せらるゝ如き憂を避くるを得べし是迄でも英國の巨商が滿洲地方に借地して農事を經營せんとせるは即ち之が爲めなれば滿洲に特種の利權を有する國は尙更この方針を以て滿洲農業の進步を企圖せざる可からずと云々と近着の露字新聞に見ゑたり



日露船車聯絡驛

露都に於て締結せる日露聯絡各驛如左

△露國鐵道　アレキサンドローヴ、ワルソー、ブエルヂボローポ、（莫斯科並にブヤトカ經由）グラユーツア、イルクーツク、キーエフ、莫斯科、オデツサ、彼得堡、（同上）オムスク、リガ、サマラ、トムスク、カリコフ、チタ

△東淸鐵道　滿洲里、海拉爾、齊々哈爾、哈爾賓、雙城堡、窰門、阿什河、ポグラチナヤ、陶來照、寛城子、ハバロフスク、浦鹽斯德

△南滿鐵道　大連、營口、旅順、長春、遼陽、鐵嶺、千金寨

△日本鐵道　横濱（平沼）京都、神戶、門司、下關、大坂、東京（新橋）敦賀、（浦鹽經由）長崎（大連經由）

關釜連絡船の建造

鐵道院に於ては韓國問題解決後の馬關釜山間の交通頻繁を加ふべきを豫想し來年度に於て右兩地間の連絡船として現在四隻の外新に三千噸內外の船舶二隻を建造する事に決したるが尙貨物專用船一隻をも建造する計畫なりと

●滿鐵新航路の企畫

滿洲に於ける日露鐵道聯絡に關しては這般の新協約によりて協定せられ其の實施に就ては露都の會議に於て是亦遠からず決定を見るに至るべき狀態にあり我當事者は大連港を以て東洋隨一の商港たらしめんとの理想を抱き其の第一着手として一昨年上海大連間の航路を開きたるが更に時機を見て香港航路を開く方針なりと中村滿鐵總裁は語り

●安東縣の人口激增

安東領事館警察署にて其所轄內居住日本人の六月末現在人口を調查したる處に據れば前月末に比し二百一名の增加にして猶は淸韓人二百六十八名增加し居れるが原因は安奉沿線改築工事の反影なるべく本月は更に激增すべしと

講談

大岡政談　越後傳吉　第二十八回

旭堂南陵講

傳「左樣でございますか、有難う存じます、何れお禮をいたします」傳吉はヤレ〱と思つて　傳「ア、有難い、この人のお蔭で三百兩の大金が助かつたわい」近江屋新助とば地獄で佛のやうに思ふてゐる　新「ハイ御免」男「入らつしやいませ、お早いお着きさまでございます」新「エ、二人連ですから」男「何うぞ此方へ」新「旦那危ねね處を首尾能う通つたんですから、一寸お祝で並旅籠は氣が利きませんから中旅籠にしませう」傳「ハイ宜しいやうに……」洗足の湯を持て來る、足を洗つて二人ながら二階へトン〱〱　新「エ、旦那、疲勞ましたね」傳「ア、誠に疲勞れましてございます」新「姐さん、湯が沸きましたら直ぐに知らしてくれ」女「只今お湯が沸て居ります」新「ちやア一風呂貰ひませう、旦那、お先へ私ア湯を浴びて來ますから御免なさい、一寸此所ンとこへお金を置てきますから」五十兩の入つて胴卷を其所へ打棄つた近江屋新助、手拭を提げて風呂場の方へ、後に殘つた傳吉は　傳「ヤレ〱、マアお蔭で助かつたい、三百兩の大金が助かつて有難てね」ホッと一息吐てゐると取合ひの障子がサッと開いた　○「旦那、マア長いとお目に掛りませなんだ御機嫌宜しうございますか」傳「ハイ、何誰でございましたかね、私い斯んな處で挨拶ハアされる覺はねねでがす」○「お前さん人違ひぢやアでわせんか　マア妾は五ヶ年以前お目に掛りました關山の和泉屋源五郎の娘のせんでございます」傳「オヽ、彼のときの親孝行の娘さまでございましたか」仙「ハイ」傳「マア〱さうでございますかのう、好いお娘さまにお成んなされたのう」仙「旦那さん、貴下に戴きましたお金子、彼のお後そのお金子でいろ〱と看病いたしましたが、病が重つて到頭死んでしまひました、此家の主人中村屋與兵衛は妻の叔父でございます、今は叔父の方へ引取られて居りますのでございますが、マア旦那さんから染み〲御親切にいふて戴いたことは妾お忘れねねでございます、能くお來で下さいました、時に伺ひたいのは今一所にお出でなつた彼の人の事で、一體何の選からお伴にお成んなさいました」傳「ハア、マアおせんさん悅んで下さい」仙「ヘエ」傳「江戸の吉原の廓で汗あぶらを絞つて一生懸命蓄た金子が三百兩、これで故郷へ歸り祖父さまの家をば起さうといふ私の考へ、ところがその金を危なく、奪られやうとしたを、大田切りの淋しいところで彼のお方が連伴れになつて下されたゝめ、漸と危ない處が助かりましたので」仙「ハイ、何ういふ工合で助けて貰ひなすつたかは存じませんが、彼人を貴郎、何だと思つて居られます」傳「彼りやア何でがす」仙「妾の叔父は中村屋與兵衛、隨分有りと有らゆる苦勞をして參り、今では斯して旅籠屋をいたして居りますから、道中の者は大概存じて居ります、彼れは東海道から中仙道五街道を股にかけました旅泥盗の張本で筑波新八といふ名題の惡漢でございますよ」傳「エーッ」流石に傳吉は腰を拔かさんばかり　傳「おせんさん、彼人が旅泥盗でございますか」仙「ハア」傳「それでも道中で怪しい奴が二人立て居るからといふので、刀を拔いて脅してその怪しい奴を追ッ拂つてくれました」仙「その追ッ拂はれた怪しい奴といふのも大方彼奴の乾兒でございませう、旦那さんがどのくらゐ金子を持つてゐるか探つたのに違げねねと思ひます、旦那さん金子を持つてゐることをいひましたか」傳「私も斷う助けて貰ふた嬉しさにツイ三百兩持てゐることをいひましたら、成ほど彼の人は吃驚したやうに二度、三度問ひ返しました」仙「それ御覧なさい、それでございます、今晩乾度貴下の寢息を考へてその三百兩のお金子を持て逃げるのでございます」傳「おせんさん」仙「ハイ」傳「ゑらいことになりました、この金子を持つて逃げられましたら、私等何う仕樣もございません、何うしたものでございませう」





東京電報

▲海軍擴張程度

明年度に於ける海軍擴張費は剰餘金並自然增收を財源と爲す事に閣議内定せるを以て約千万圓以上三千萬圓以内の計劃なれば海軍當局者の希望に副はざるは勿論なりと雖も國庫の都合上萬止むを得ざるものとして明年度は僅の擴張に止むることとなるべきも已に擴張の必要を認めたる以上斯の如き一時的財源によるは不安心なるを以て寧ろ進んで公債募集若くは增税の手段によらざるべからずと論ずるものあり要するに今後擴張すべき程度は目下秘密の内にあるを以て其經費も從て不明なれば明年以後の財源に付ては當局者も頗る苦心中なりと

▲大阪市長候補

(廿一日) 久しく行脳中なりし大阪市長候補は中橋市會議長の手にて交渉済となり其何人なるかは極めて秘密に附せるも故大久保卿の遺子現農商務省商工局長大久保利武氏なりと(同上)

▲特命檢閲成績

本年の陸軍特命檢閲成績に關し某參謀官の語る處によれば各隊の軍紀は戰後一般に良好にして兵士の被服も概ねカーキ色に改良せられ又機關砲及各隊に機關中隊を編成せられ技術大に進歩し成績頗る良好なり又委任經理も各團體よて冗費を節し演習費に投じつゝあり又軍隊精神教育成績も一般に普及せられたるを喜ぶべき現象なりと(同上)

▲軍事參議官會議

今朝軍事參議官會議を開き東郷大將は海軍特命檢閲に關する復命後參列し海軍擴張問題を可決したり(同上)

伯林電報

▲日獨新關税率

獨逸國政府は目下日本新關税率に對し當事者に詰問調査中にて其の調査終了後日獨新通商條約談判を開始せんとす

▲獨逸外相新任

フォンギッテルデウンデルヒ氏は七月二十八日を以てフォンシエン氏に代り獨逸外務大臣に就職するに決せり

雜報

郷里に於ける統監 (武學講習所に宿る)

韓國赴任の途次郷里山口に於ける寺内統監の動靜に就て聞くに十八日は香山園に參拜毛利公の塋域に奠し夫れより龜山銅像に詣拜したるが香山園參拜の折柄路傍にみすぼらしき少年の徘徊し居るを目撃せる統監は直に渡邊山口縣知事を顧みて「此の附近に幾則小學校はなきや」との尋に知事は「斯る學校はなきも山口育兒院の設置あり彼れ少年は即ち育兒院生なり」との答に統監は手づから若干の金子を摑みて右の少年に惠與し尚は院主を召して若干の施與を爲し斯て香山園に隣れる瑠璃光寺に詣で少年當時の知友某の墓にも展じ今や賴るべき縁者なきよりして其の塋域の寂寥として草茫々狸徑に孤墳を留む見るからに哀れなる有樣に暫しは低徊されつゝありしが人を馳せて和尚を招き若干の金員を喜捨して將來永く其の跡を弔ふべきを依頼されたり其他宮野村小學校生徒一同に對し勤儉貯蓄の思想を皷舞すべく生徒一人に對し十錢宛都合六十有餘圓を義捐して郵便貯金を獎勵されたる等山口に於ける統監の動靜は一擧一動自ら勤儉力行の實を示されたり茲に適切痛快の一例を擧ぐれば旅舘の如き武學講習所が統監の管理に屬し居れるとは云へ令弟中島丹氏の住宅であり統監の旅舘としては什麼に不自由なる山口なりとは云へ他に適當の旅宿多々あるにも係はらず特に武學講習所に入りて生徒寄宿舎に起臥されたるが如き至誠の人にあらずんば爲し得べからず統監一日渡邊知事の伺候に對し「別段不自由はなきも夜中横臥の際鼠の足音する毎に天井より塵埃の用捨なく散亂し來れるには少々閉口せり」と如上の事實……實踐躬行の範は人心を刺激するに於て其の効果は聽て顯はれ來るべし

東京電報

▲清國皇族來遊

[illegible]殿下八月十八日北京出發日本及米國を巡遊せらるべし(廿二日)

▲金鵄勳章令

陸軍省は金鵄勳章令缺點多きを以て改正すべし(同上)

▲特命檢閲復命

海軍特命檢閲使は本日參内陛下は來る二十九日參内復命すべし(同上)

▲内田子爵の危篤

子爵内田セイガク氏は病危篤に付特旨を以て正三位に敘せらる(同上)

在韓邦人の道別

度支部の調査に係る在韓邦人數は十四萬三千〇四十五人にして内男七万八千三百九十四人女六万四千六百五十一人にして道別左の如し

道名	戸數	人口
漢城府	九、九二一	三三、五二八
京畿	四、三九七	一五、三三一
忠清南道	一、六六六	五、一四四
忠清北道	六八四	一、八二五
全羅南道	一、九六二	六、五一八
全羅北道	一、六五五	五、四八五
慶尚南道	九、三五三	三四、五一三
慶尚北道	二、四九一	八、二四九
黄海道	一、三〇九	三、八九七
江原道	二九〇	七七七
平安南道	三、二〇〇	一一、二九三
平安北道	一、七七三	五、〇六九
咸鏡南道	二、〇一六	六、三五六
咸鏡北道	一、八一八	六、〇六〇
總計	四二、五三五	一四三、〇四五

統監着仁の時期

寺内統監を塔乘せる軍艦八雲は淀艦の護衛にて一昨二十一日午前八時下關港を拔錨しならが今二十三日午前十時仁川着港の豫定なるも天候の關係より多少延着すべしとなり

●鑛業所の擴張工事

隆熙四年度に四十八万三千二十三圓同五年度に二十七萬六千九百七十七圓合計七十六萬圓を投じて擴張工事を企てたる平壤鑛業所の近状を聞くに其計劃の大略は炭塊積込費に七萬四千圓煉炭製造場七萬六千百八十圓原動力据付費に二十二万七千七百四十圓機械修繕工場に二萬一千百八十七圓炭坑改良工事に十万七千百六十圓建築費に二十三萬一千八百十三圓其他土地購入費及雜費等に注入する筈にして農商工部より度支部に交渉中なり然れども炭坑採掘改良工事に附する諸機械は外國に註文を要するを以て該計劃成立當時其手續を了し九月中旬より明年一月迄に全部到著すべき豫定なり而して目下の工程は高帽山より設備を完成し更に駐[illegible]に到るワイヤー[illegible]炭林洞平原の停車場文機械の到著を待[illegible]南浦積込場設立及煉付を爲し然る上[illegible]爲へ茲に豫定の計劃炭製造所の設置[illegible]を竣成する筈なるも兎に角現在の採掘方法は狸堀と稱し[illegible]る手續なる仕組みなるがシャフト則ち竪坑機械を設備すれば僅に二十三萬[illegible]採掘し得べし尚は同上の計劃は今[illegible]事に亘る繼續事業にして其設備の大部分は外國の供給に仰ぐべきを以て豫定より多少の遷延を免れずといふ

●警察委託後の内部

字佐美次官語つて曰く警察機能を奪ひ去られたる内部の一般行政に就ては新聞紙等に屢々散見する處ありと雖も毫も之が爲めに世人の忖度するが如き不便不都合を釀すが如き事なきを明言し得べし則ち日本に在ても府縣知事は警察權を掌握し居るも東京府のみは之を有せず警視廳特立して彼是相待ち相依り毫も差支を見ざるに非ずや謂はゞ韓國行政上總べて警察事務を統監府警務總監部に於て之を行ふ事となれるは恰かも東京府と警視廳との關係を擴大せるが如きものにして決して未有例の制度に非ざるなり既に行政上警察に關係を有する事項は之を總監部に知照して執行を請ふ事とし既に相互の打合を了したれば此間何等の不統一又は扞格を生ずるが如き事なかるべし又地方行政刷振問題に就ては目下具體的に角研究中に屬するを以て今は其將來に就て之を語るの機は尚ほ淺く折角研究を遂げたる結果之を統監に具にし一定の方針を定むる筈なりと云々

●慈惠病院增設決定

韓政府は曩きに[illegible]州清州咸興の三箇所に慈惠醫院を新設し專ら韓人の醫療に從事し貧困者には施療を加へ居れるが成績頗る良好なるを以て今回十箇所增設する事に決し其の經費として從來の豫算四萬五千圓に十九萬五千圓を增額したり新設地左の如し

一水原　一公州　一光州　一大邱
一晉州　一海州　一春川　一平壤
一義州　一鏡城

▲本年度收繭豫想

農商務省の調査によれば本年度春蠶の收繭豫想總高は三百卅萬二千百七十七石に及び昨年に比し五千五百八十五石の增加を示せり尚は[illegible]前年と大差なきも限種は著しき增加を見るに至るべし(同上)

●新任憲兵將校到着

二十一日午後八時十分南大門着入京せる韓國憲兵隊附將校左の如し

鏡城慶興憲兵分隊長大尉 齋藤七郎
春川原州憲兵分隊長同 林茂樹
(以上臺灣より赴任)
司令部附三等主計正 黑沼彦次郎
清州憲兵隊附一等主計 中村榮
春川憲兵隊附同 日沖喜之助
鏡城憲兵隊附二等主計 近藤初太郎
司令部附憲兵中尉 時枝善政
(以上内地より赴任)

一行は今二十二日午前十一時司令部を訪問一兩日中に各任地へ向け出發すと

●米國東洋艦隊來航

米國東洋艦隊旗艦チャーレストン(司令官ジョン、パバード氏座乘)及ニューヲルレヤンスの二艦は來る三十日より八月四日迄の間に仁川へ入港する旨其筋へ報知ありたり

統監更迭紀念號

統監更迭紀念號は寺内山縣の正副統監並着任せられたるを以て來廿六日發刊する事と致候本號には統監政治の起源より今日に到る迄の經過及他の有益なる記事を掲載致候尙附錄としては韓人の先覺者にして今回韓廷より輔國大匡崇祿大夫奎章閣大提學を追贈されたる故金玉均氏の筆跡を美麗なる石版摺として相添へ申候

京城新報社

●韓皇德壽宮に行幸

既報の如く暑中觀謁のため韓皇には二十二日午前十時三十分敦化門出御宮内大臣侍從武官長以下の供奉にて雨を冒して鍾路、黄土峴、大漢門を順路德壽宮に行幸太皇帝に觀謁、午後二時還御せられたり

●嚴妃御使を差遣す

寺内統監夫人は二十二日午後八時十分南大門着の汽車にて入京嚴妃よりは代理として提調尚宮徐喜淳氏を差遣さる

●太皇帝の御使差遣

廿三日寺内統監着任に付き德壽宮よりは金侍從卿(春熙)を仁川に差遣さる筈

●馬山支線運轉復舊

馬山線は二十二日朝より開通せし旨鐵道管理局に電報ありたりと

●藥師川隊長訪問

水原憲兵隊長中佐藥師川常義氏は廿一日入京浦尾旅舘に投宿廿二日司令部を訪問せり

●會議所の役員會

京城商業會議所にては今二十三日役員會を開き勤續店員表賞に關する調査をなす筈なりと

●統監警衛打合せ

京畿道警務部長藥師川憲兵中佐は統監警衛に關する要務を帶び二十二日仁川に來着したり

●東拓會社地鎭祭

東拓會社の社宅は近日建築着手に付き地鎭祭施行の筈

●菅野中佐外入京

統監府附武官菅野中佐外波夫人石井屬は廿二日朝入京

●櫻崎桂園氏退院

和田病院入院中の大阪毎日新聞の國氏は廿二日退院

●叙任辭令

左の通り辭令あり

命建築所技師 石原錠太郎
命建築課監督係長兼建築課設計係勤務
農商工部技監 黑岩休太郎
兼農業課長村田乘一郎出張不在中課長事務取扱を命ず

韓海一の鯛漁場

鯛は朝鮮海普く之を産し三四月の頃より漸次淺海内灣等水深五六尋の處に來集し八十八夜前後より産卵を始め其最も多く群集するところは東海岸に在りては永興灣、南海にありては欲知島近海、珍島近海、西海に在りては群山、竹島及び大和島近海とす六月頃産卵を終れば漸次離散し沖合の深海に向ひ去るを常とするが鯛は元來韓人の嗜食せざるものにして從て漁獲に從事するもの甚だ少なし僅かに江原道及び咸鏡道南部沿岸に於て地曳網を以て漁するのみ近來間々釜山、馬山、濟州島、木浦、仁川、鎭南浦等にて日本漁船に倣ひ延繩を用ゆるものあれど固より未熟極まるものなるが故に鯛漁は殆んど日本出漁者の專有物にて漁場は殆んど全沿岸に渉り漁獲又周年に及ぶと雖も其主なる漁場は咸鏡にありては春五月初旬より六月下旬に至る間永興灣内に於ける延繩漁業尤も盛にて之より以北西湖津、新浦、新昌、城津、獨津、青津及び雄基灣等に在りては漁期稍や後れ五月中旬より始まりて七月に亘る例なるが就中竹島近海は春季産卵のため群游する鯛群夥しきものにて其漁期に至れば各地に根據せる漁船皆此處に蝟集し來り漁具は延繩を主として用ゆれども産卵期中は鮟鱇網を使用す此季節には延繩一本釣其他の漁船皆悉く鮟鱇網に變裝して出漁す其根據地は竹島及び畑島にして此二箇所に集る漁船八百隻、出買船五百隻に達し實に船百二十隻、日本鯛切朝鮮沿海第一の鯛漁場として壯觀を呈す然して竹島附近の漁業を終りたる漁船は漸次北に向ひ孤島、虎島、買館島、德積島等に轉漁し六月下旬より七月中旬までの間は鯛は遠く沖合の深處に去るを以て一時休止し七月下旬より再び鯛漁業を始め其大部は延平列島大青島及び蝟島附近に於て操業し十一月下旬に至りて止む其北方に向ひたる漁船も十月下旬に至れば漸次南下して於青島所安島欲知島巨濟等を經て十二月下旬には日本に歸る常例なりと

統監の入京彙報

寺内統監は愈々二十三日午前仁川着同十一時仁川發十一時五十六分入京に付きこれに對する各方面の情報左の如し

▲大臣參與官 各部大臣及び次官は何れも二十三日仁川へ出迎ふ

▲統監の護衛 憲兵第三分隊長荒木大尉は下士以下若干名を率ゐて統監を護衛す尚は京畿道憲兵隊長藥師川中佐は出迎のため二十二日下仁せり

▲儀仗兵 統監は元帥待遇なるを以て大尉の率ゆる騎兵一小隊を儀仗兵として附せらる

▲禮砲 衛戍砲兵隊は南大門驛附近に於て統監に對する十九發の禮砲を發す

▲民間側出迎 古城民長は居留民を代表して仁川に出迎南大門停車場にては煙火數發を打揚げ統監府中學校民團女學校各小學校生徒及び民團議員商業會議所議員等は沿道に出迎ふ

▲沿道の警衛 南大門より統監邸に至る沿道は南部警察署長今村警視第一分隊大橋憲兵大尉第二分隊長村田中尉憲兵巡査を指揮して警衛す

▲往來の中止 統監通行の際は一時間前より往來を中止す

●倶樂部評議員集會

仁川倶樂部評議員會を一昨廿一日午後八時より開催せしが出席者廿餘名にて晩餐後大田韓國銀行仁川支店長の「地方産業に就て」と題する講演あり其概要を聞くに仁川港に於ける日清日露戰役前後の經濟界進展の趨勢より論を起して現況に及び之れが衰運挽回に就きて縷々陳述せられ尚畢竟するに仁川は海に面し加ふるに漢江の水運あれば水産業の發展を企畫するを得策とす其方法として水産講習場等の設備を其筋に請願するも可なるべしとて數理的に且つ一々引例して精密に說く處ありしが其溫健なる議論には一同首肯すると同時に右水産業の發展に就て加來氏及び和田理學士等の趣味ある新說出で近頃になき興趣深き會合なりしと

●降雨と農作の被害

過日來の降雨は其後引續き韓全國に涨り[illegible]何れも氾濫して水害の報頻々として到るの現状なるが此降雨に[illegible]りつゝなり目下の場合すら其の被害尠なからざる中に高氣壓は今尚韓全國を掩ひ南西の風吹き北部僅かに晴天なるも[illegible]るか圖られざるの現状にして今一週間も繼續するときは農作並に其他の被害容易ならざるものありと云ふ

●增任助役と大村氏

京城民團助役問題に就ては過日の委員會に於て可成龍山側の希望を容れ其銓衡を得て推薦すべく協議を纏めたるが其後龍山側にては大村百藏氏最も熱心なる候補者として自他共に之を許し近々古城民長の許に提示するべし然るに發の委員會の結果は遂に本會に報告されざるを以て該協議は一場の座談たるに過ぎずと認められ京城側にては一人の之に重きを置くものなく結局龍山側の希望を容るゝも容れざるも何等言質たるの價値なきに到れり而して京城側より見れば龍山の希望を容るゝ抔と約束するは龍山編入の根本義を沒却し幾來に惡慣例を貽す所以なりとて批難の聲高しといふ

●江原道地方の凶作

江原道旌善郡は旱魃のため農作物凶作なるを以て細民は糧食に窮し他に移住し甚しきは草根を採りて食料となすものあるに至り他郡へ移住者は百八戸四百四十八人にて草根木皮採食者は百四十八戸五百七十九人に達し採食草根の種類は多くチウギ草、コサク草、コンツレ草、チユイ草、葛根、オロジ草、松皮、桔梗根、莎蓼根、コムチユイ草、トクタイ草、コビ草、ナムチユイ草等なり

●民團諸規則の認可

過日の民會に於て可決確定せる京城民團諸規則及龍山出張所設置の件は廿二日理事官より認可されたり

●有吉總務長官出府

有吉總務長官は二十二日始めて統監府に出勤し着任挨拶を爲し夫より大久保軍司令官を訪問したり

●渡邊陸軍少將來京

渡邊少將は二十二日午前八時三十六分龍山驛着列車にて來京せり

●外波統監府附武官

外波海軍大佐は家族携帶二十二日午前八時四十分南大門着列車にて歸任せり

●山根醫學士の歸京

山根醫學士は二十二日午前八時四十五分南大門驛着列車にて歸京せり

●統監出迎へ兩民長

平壤及鎭南浦の民團民長は寺内統監來着を出迎ゆる爲め入京せり

各地水害の狀況

漢江水量は二十日午後三時頃より增水一丈五尺餘になりしが二十一日午前の如きは一丈六尺五寸に達したり麻浦鷺梁津及西氷庫の渡船場は二十一日午前六時より渡船中止せりと▲新義州地方も連日の降雨の爲め出水し爲に原川附近の交通斷絶尚は數日杜絶の見込なりと▲榮山江地方は廿日午後より大雨となり河川は忽ちにして汎濫し榮山江の如きは約二丈四尺の增水にして去る二日に於ける洪水と大差なく低地にある日韓人は家具家財の運搬に頗る雜沓を極め農作物は前回の水害にて稻作を始め半減收の見込なりと而して家屋其の他の被害高を聞くに流失家屋韓人二、破壞家屋日人四、浸水家屋日人六十一、流失橋梁一、浸水田畑一千餘町歩なり

●在韓日本人小學校長會

在韓國日本人小學校長は二十三日より二十五日まで[illegible]日間南大門小學校内に於て教育總會を開き横山幹事之を司會し統監府及理事廳よりも學務關係官吏[illegible]

公人私人

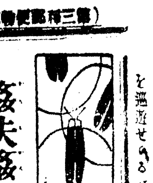
▲戒田淸澄(江景農銀支店支配人)二十一日入京山本へ
▲林茂樹(憲兵大尉)同日浦尾へ
▲西本榮光(陸軍一等主計)同上
▲黑田達之(春川財務官)廿一日春川へ
▲古屋堅藏(憲兵中尉)同日平壤へ

▲京城手形交換高▼

七月	金高	枚數
廿二日	九五、〇三七、〇八	二五九

▲治外法權▼

副統監の山縣は着任以來一日も休まず、城内の各官署は勿論水原の勸業模範場及觀察府等迄無淺巡視に及んだ、併しソレもコレも何も特別な勉強と云ふ譯ではない、云はゞ前任者があまり自墮落であつた爲に、山縣のすることが際立つて見ゆるまでの事だ▲副統監と云へば大和町の邸へ閉ち籠つて弄花端歌で日を暮し居るものと世人が考へるのが大間違だ、山縣にはソンナ馬鹿な眞似はして居られぬ、ヤタしないのが當り前だ▲朝鮮で模範と名の付くものに碌な者がないとは過日本欄に書いた通りだ、トコロデ此頃の霖雨で地方に出來た御自慢の模範道路が大概破損した樣だ、破損受合の模範道路、之は天下に類はない樣だ▲有吉總務長官が着任した、彼は第三高等學校時代からの熱心な耶蘇信者で耶蘇青年會を二ツも作たソウだ、コンナ人が來た以上は對宣教師策も確に立ふ▲寺内が統監になつてから故金宏集を始め反對黨の毒手に斃た各故韓大官へ贈謚される樣だが極めて結構な事だ、之れで人心が少しは滿足しよう▲今や我京城は世界的になりつゝある、其の證據には世界の各所から旅客が當地へ入込んで居る、一寸ソンタクホテルやアストルハウスの宿帳を見るとロンドン、ニユヨーク、テヘラン(ペルシヤ)ホンコン、ハルビン、大連、長崎、東京等の外人客がとまつて居る、安奉線が今の狀態ですら之れだ、愈改築が出來たらスバラシクやつて來るに違ひがない▲獨逸では具體的日本人は歡迎されるソウだが抽象的日本人は排斥されるソウだ、前者は與みし易き僕人で後者はヤローベリルだ、とは同一國人に對して妙な區別を立てたものだ。



東京電報

●清國皇族來遊 殿下八月十日北京出發日本及米國を巡遊せらるべし(廿二日)

●金鵄勳章令 陸軍省は金鵄勳章令に缺點多きを以て改正すべし

●特命檢閲復命 [illegible]本日參內陸相は來る二十九日參內復命すべし(同上)

●内田子爵の危篤 子爵内田[illegible]氏は病氣危篤に付特旨を以て正三位に敍せらる(同上)

●本年度收繭豫想 農商務省の本年度春蠶の收繭豫想總高は二百卅萬二千百七十七石に及び昨年に比し五千五百八十五石の增加を示せり[illegible]大差なきも收穫は著しき增加を見るに至るべし(同上)

●降雨と農作の被害 過日來の降雨は其後引續き韓全國に亘り何れも氾濫して水害の報頻々として到りつゝなり目下の場合すら其の被害[illegible]して今一週間も繼續するときは農作並に其他の被害[illegible]なからざる中に高氣壓は今[illegible]全國を掩ひ南西の風吹き北部僅かに晴天なる[illegible]るべしと云ふ

●[illegible]在韓國日本人小學校長は二十二日より二十五日まで南大門小學校內に於て教育會を開き[illegible]

姦夫姦婦の勝訴

▽姦通を認められて勝つ
▽妙珍な庶子取戻し事件

中部長通坊[illegible]洞八十八統六戶金可石堂と云へる宮內府の宮女にて嚴妃殿下に[illegible]長通坊[illegible]十七統四戶李根皓及び吳召史の二人を相手取り庶子取り戾しの訴訟を提起し一審に勝ち二審に破れ上告[illegible]事情より離緣別居することゝなりしに吳召史は突然前記長吉なる男兒は時容の胤にあらで兼て姦通し居たる被告李根皓の胤なりと放言せしに亡夫は大に憤慨し然る筈なしとて召史の膝に哺乳せる長吉を引き取り原告夫妻の手に於て養育中明治四十年三月九日方時容は死亡したり爾來原告は長吉の成長を樂み撫育しつゝありし明治四十二年陰八月中被告李根皓吳召史の兩人は長吉が戶外に遊戲し居たるを唆かし根皓方に連れ歸り自己の子供と稱し居るより石堂は大に驚き屢々其の取戾しを試みたるも應ぜざるより遂に嚴妃殿下の御聞に達し何分とも御聲掛りを嘆願せしに殿下も事情を聞し召され不憫の者よとあり鄭召史なる宮女をして吳召史に說諭せしめ長吉を取り戾し與へられしに其後長吉が遊戲中又々奪去り歸宅せしめざるに付き已むを得ず訴へ出でたるものにて右長吉は原告の庶子なる事を確認歸還せしめられたしと請求したり之に對し被告等は原告申立の事實を否認し長吉は方時容が一ヶ月餘も旅行不在中根皓と密會し懷姙せしに相違なしと主張するより原告より吳召史と亡夫とが同棲中下男たりし李昌煒並に宮內府宮女鄭召史の兩人を證人として喚問あらんことを請求し被告等よりは當時使役し居たる吳召史[illegible]金姓女の喚問を申請し孰れも[illegible]李昌煒は當時吳召[illegible]且つ李根皓なる者[illegible]を陳じ鄭召史は自分が[illegible]令を奉じ被告方に至り長吉[illegible]際吳召史は何[illegible]なき旨を言明したるものなりと證言し金姓女[illegible]在中屢々李根皓が來るを[illegible]み或時は實行の現場を實見し心持の惡[illegible]ありと被告側に有利の陳[illegible]合議の結果同人の證言は信を措き難しとて結局原告の請求を至當と認め速かに長吉を引き渡すべき旨判決ありたるに被告等は辯護士木尾虎之助氏に因り不服控訴を申立てたるより當控訴院に於て數回辯論ありたるが木尾氏は係爭の長吉と李根皓とを突き合はして檢證せられんことを申請し直ちに容るゝ處となり右檢證せしに骨格相貌及び齒の生へ具合迄根皓に類似せるより原裁判を棄却し被告の勝利となりしに今度は原告が不服上告したるが理由なしとて却下せられたりとか然るにても不埒なるは吳召史、李根皓の兩人なり

赤穗義士の末孫

▽外人の家に露命を繫ぐ

東京市麻布區霞町二十一番地天主公教會傳道師エ、ア、ツルベン氏が扶助の下に既に二箇年に涉り中風症に打臥し瀕死の境に呻吟せる神崎勝造(七三)と云ふは元廣島藩淺野家の家臣にして祿八十石二人扶持を食み徒士を勤め馬喰の丑五郎に依りてカンザケヨカロウと讀まれたる赤穗の義士神崎與五郎が末裔として由緒正しき家柄なりしが維新後慣れぬ商法に手を燒き其後碌々として在るうち家產も幾ら少なになりしより住み馴れし廣島の地を引拂ひ神戶市に來り鐵道工夫となりて山陽の鐵道を經廻り二十四年間其職に務めたりしも[illegible]恩給等の特典にも浴せず寄る年波に心骨弊せ妻は九年前世を去り[illegible]計りの知己を便りに北海道函館よりはるばる東京に入り如何に探せども知己の住居見當らず懷中いよいよ細る計り途には夜每の木賃宿に明し[illegible]以前習ひ修めし俳何を種に各所の[illegible]家の惠を得て細き糊口を凌ぎ居たる中にも神戶の放浪にて洗禮を受けし以來[illegible]付て一日たりとも聖書を手より離したることなく偶々ツルベン氏の教會に立寄りたるが緣となりツルベン氏も忠臣の末裔と云ひ特には孤獨よるなき彼が身を憫み兎も角もとて遂に二年有餘の長日月間中風症にて足腰起たぬ彼を世話し昨今は漸々一老婦を雇ひ入れ勝造の看護に當らしめ居れりといふ浪花節で食に有附いてる連中何うかしたらヨカロウ

漢城財務署の內部紊亂

▽何うしたんだ財務署
▽何うしたんだ監督官

漢城財務署主事香川縣高松市福田町五十二番戶北村悌三が去る五月中西部養生坊新稅徵收從事中同所の韓人酒幕に入り飲酒したる結果酩酊し徵收したる稅金及領收書五冊を遺失したる事件は如何なる都合か今日迄發表せられざるのみか同月二十一日限り宿所西小門通り下宿業富士館方にも四月三十日より同日迄の諸掛金一二十圓三十錢を支拂はず行衛を晦ましたる爾來何等の音信もせざる行爲に付き同館主が勘忍袋の緖を切らし本月二十日の月給日を當て込み直接財務署に同人を尋ねたるに同署に於ては未だ解職したるものにあらざれば猶豫すべしと答へたるにぞ然らば本月分の給料中より支拂はれたし既に二ケ月を經過したる今日なれば此の上の猶豫はなり難しと跳ねたるに當署にても致し方なしと返答したり然らば自分は告訴を提起すべしと言ひ放ちたるまゝ歸宅したる事件を聞知したる本社は容易ならざる出來事なるより百方搜査の手を擴げたるに實に下の如き奇怪なる新事實を捉へ得たり即ち北村が遺失したる金額及び種類帳簿等を擧ぐれば

一、遺失物件
青色風呂敷壹個、但內容品左記の通
一、拾圓紙幣六枚
一、五圓紙幣八枚
一、一圓紙幣百七十九枚
合計二百七十九圓
隆熙四年五月十日十一日西部養生坊に於て徵收せし新稅金額
一、慶幸坊家稅酒稅煙草稅領收證各一冊
一、豫備領收書一冊
一、養生坊領收書原符一冊

附強制[illegible]番號[illegible]寄[illegible]

にして事實遺失したるものならば過失なれば罰俸若しくは譴責にて事濟むべきに同署は之れを諭示免職せしめ加も監督局所に移牒せず在職せるものゝ如く裝ひ同人の月俸を流用して遺失金を塡充せんと圖れるものゝ如しと、幵は彼の富士館主人に猶ほ在職せりと云ひしに徵して明白なりと斷定するものあり果して眞ならば官紀上の大問題と云ふべし

船員の官名詐稱

▽强姦嫌疑犯人の行爲

仁川芝罘間の定期船日高丸賄長大分縣生れの辛島佐一郞(三九)と云ふが一等船客なる某女を强姦したりとて其筋に告訴され審理の結果和姦と認められて放免せられしが同人は何の必要あつてか放免後二十一日午後十時頃日本公園下より花町方面の各飲食店を片端し馳せ廻り己は各國警察署の刑事巡査だが聊か取調べの必要あればとて客筋を一々聞き糺し室內は恐か道行く人まで一々呼び止め警官口調にて貴樣の名は何と云ひ現住所は何處だと應揚に訊問しながら其夜搔き消す如くに姿を隱したるが之れが事實は逸早く其筋の耳に入り直に彼れの行衛を搜査したる結果昨朝宮町三丁目の露店柳原耕藏方に潜伏し居りたるを發見有無をも云はせず仁川署に引致して取調中なり

奸譎なる日韓禪寺

▽觀世音をダシに使ふ
▽宛然博徒の花會同樣

當地本町七丁目橫花園町曹洞宗日韓禪寺に於て觀世音像三十三体の入佛供養を行ふ旨は度々報導したることなるが同寺に於ては一兩日來廣告郵便に托し家每に西國三十三所觀世音入佛供養米袋なるものを配布し居れるが右は約一升を容るゝ大きさにて表面に參詣を希望する旨每月十七日は觀音緣日二十三四五三日の法要目次を印刷し電話番號を附したるものなり[illegible]寄附強制と見るを得べし金品寄附的行爲には今は警務總監部の認可を受けざる可ず同寺は果して其の認可を受けたりや彼の寒行の如き一握の米一錢の淨財を喜捨を乞ふ托鉢修行すら其の筋の許可なくしては行ふ能はざる世に座ながら莫大なる寄附を得んとする行爲は博徒の花會と選を同うして更に足と口とを勞せざる點に於て一層憎むべき行爲と云ふを得べし而して同寺が幾枚を發行したりやは知らざるも本社にも三枚を投入しありたるより見れば二萬枚以上を發行したるものと見るを得べし一升入二萬枚悉く集らば實に精米二百石の多額に上る半數を集め得として百石時價一石十三圓として千三百圓を吾人の懷中より觀音をダシに使って奪ひ去らん計畫と云ふを得べし此れでは「參詣をせよ」と云ふにはあらずして「米持って來い」の開眼供養なり、其の認可を受け居れると否とに拘はらず一斑人は此れに應ぜざるが善し觀世音は其樣賤しい量見では御座らぬ

モルヒネ自殺

▽日本慣れたる韓國人らし
▽當地に心當りの人なきか

十七日午後五時頃大阪北區曾根崎町四丁目浪華旅館に城正(二八)と名乘つて投宿したる者あり二階座敷に通りコップに水を一杯求めしまゝ寢床に就しが翌朝起出でぬに下女が怪しみ見に行くと床中にて苦悶し居る客は汚物を吐瀉し直ちに曾根崎署へ訴へたるより大に驚き田中醫師と同道臨檢すれば詰合の巡査が全くモルヒネを服し自殺を計りしものと分りしが宿帳も附け居らざれば宿所不明にて取あへず北區役所に引渡せしにその後昏睡に陷り一語も發せず下劑の効とて無ければ多分死亡したるならんが同人は韓國釜山大阪間の連絡切符と大和國三輪天王寺間の乘車券を所持し居れば多分日本慣れたる韓人が連絡船にて當地に來り大和巡りの歸途前記の次第に及びたる者ならんと

象のやうな姉弟

▽マルデ嘘の如な事實

無暗に所謂樂天地などと逛へ徒らに大を誇る米國の將來はたしかに疑問なる[illegible]を發れぬが此處に此の大を誇る米國に[illegible]相應しい偉大な男女がある姉が二十一歲で六百八十五封度(八十一貫二百目)弟が十八歲で五百九十六封度(七十一貫五百二十目)とは驚かずに居られぬ二人とも日に增し肥ゆるばかり今は紐育で象のやうな體軀を曝し好奇心の餌に見世物となつて居るが今度世界巡行を思ひ立ちてれッけ日本から韓國にも來るといふ面白いのは身體が大き過ぎて普通の客車に入り切らず仕方なしに貨物列車で旅行し重くてホテルのベットが壞れるとて床の上に寢るのだとは厄介な體我身で我身を持てあますとはホントに此の事だが大き過ぎて困る此の二人の身體はやがて米國の將來を說明するやうにも見れる

●和城臺奏樂曲目 來る七月廿四日午後七時倭城臺奏樂堂に於て陸軍樂隊の演奏曲目左の如し

第一部 行進曲勝利旗(ブロン作)序曲龍騎兵(ジユッペー作)舞曲松明行列(メイエルベール作)箏曲六段の調(陸軍々樂隊作)

第二部 圓舞曲花嫁婿(リハール作)歌劇滑稽なる出來事(ラタン作)行進曲親愛の友(スチルド作)君が代

●淫賣買つて懲役 本月十六日の紙上に飯も食へぬに淫賣買と題し報導せし長崎縣長崎市與善町野田重晴(三八)が本月九日友人なる宮原常次宅に至り金四十圓を窃取し衣類を借用し十日の夜より太平町永樂亭の酌婦堀尾菊(三[illegible])に惚け遊興したるを西部署柳橋刑事に引致せられし事は既報の通りなるが爾來京城地方裁判所に於て審理中の處二十六日懲役一年六箇月に處せらる

●沙島問題の被告 仁川府尹金潤晶氏の告訴に依り例の沙島所有權問題に關し樓林洞居住の朴聖淳なる者を被告として拘禁し京城地方裁判所仁川支部志村檢事主任となりて審理中なりしが數日前不起訴となり被告朴聖淳は放免せられたり

●僞造銀貨の發見 仁川花町一丁目小野原勢三方に於て一昨日貮圓金を調べたるに中より二十錢の僞造銀貨を發見したれば直に其筋に屆出で目下其出所を取調中なりと云ふが少し注意すれば直ちに眞僞判明すべき頗る粗惡なるものなれば何方も注意肝要

●日人工夫の轢死 二十一日午前十時三十分新義州發建築用列車は宜川、路下間に於てトロリーと衝突し其際保線工夫加賀與曾吉轢死したり

●少女溝に落つ 一昨二十一日午後七時頃南部山林洞四十九統八戶李[illegible]の娘丁[illegible](五)は[illegible]附近の溝近に[illegible]汚水溝に轉落せ[illegible]別に傷害とてはなかりしは結構

●旅館にお灸 仁川宮町二丁目竹岡旅館は止宿人の屆出で怠りし爲め一昨日仁川警察官に告發せられたり

目と耳

▲歌舞伎座 宮岡天外一座の奇術

▲浪花館 今回木戸錢代金十錢均一となしたる同館の番組左の如し 荒尾秀丸(浪花松朝)澁川武勇傳(吉田義樂)筑前騷動(吉川秀奴)幡隨院長兵衞(岡本伊之丸)いかるが平次の傳義士本傳通し(吉川秀廣)

●東京種苗研究所創設 歐米諸國に於ては生產上種苗の改良發達を計るの手段として國立種苗檢査所を設け或は種苗取締規則を發して嚴重に之を取締るに拘らず我國に於ては未だ何等の設備方法なきを以て往々不正種苗行はれ、完全種苗の普及せざるは、農界の爲め甚だ恨事とすべき所なりしが、今回農學博士稻垣乙丙、林學博士白澤保美の兩氏は痛く是等の點を遺憾とし、自ら進んで種苗の改良に付て研究考査を遂げ、善良なる種苗の普及を計らんとの目的を以て、岩崎男爵等贊同の下に東京種苗研究所なるものを創立し、其研究所を芝高輪南町岩崎家邸園內に設け、種苗專攻者たる近藤農學士等と共に今後大に其研究に從事せらるゝ由なるが、今同研究所の研究及取扱事項を聞くに、精良なる種苗の[illegible]、種苗の保存、種苗の取締、品種の正否鑑別、種苗生氣の形質、特性、種苗發育の促進、現今種苗の適地適候、內外產出種苗の改良、各種種苗の比較等にして其研究の成績は農學會報、大日本農會報、農業世界其他の雜誌にて報告し追ては農本なる機關雜誌を發刊する手筈にて、殊に一般農界の爲め喜ぶべき事は世人の希望に應じ種苗の檢査撰擇及び設計等の委託に應ずべく、特に農會、組合等の團體には大に便宜を計るとの事なれば世に貢獻する所大なるべし、委託手續其他詳細の事項は返信料を添へて直接同所に問合せらるべし

●天氣豫報(自廿二日午後六時至廿三日午後六時)
南風雨後曇
廿一日(華氏) 最高溫度 八二、四 最低溫度 六九、三